

議員発案第 1 号

三条市議会議員定数条例の一部改正について

三条市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 12 月 21 日 提出

提 出 者 議員定数等調査特別委員会

委 員 長 久 住 久 俊

記

三条市議会議員定数条例の一部を改正する条例

三条市議会議員定数条例（平成 17 年三条市条例第 244 号）の一部を次のように改正する。

本則中「26 人」を「22 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員発案第 1 号参考

三条市議会議員定数条例（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、三条市議会議員の定数は、26 人とする。